

福島再開投資等準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十五)

令六・四・一以後終了事業年度分

		事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	
積立限度額の計算	福島県知事の認定を受けた日	1	・ ・	期首福島再開投資等準備金の金額	15 円
	積立期間	2	・ ・	当期その他の場合による益金算入額の合計額	16
	当期積立額	3	円	累積限度超過額(14)	17
	積立投資予定期額	4		特別償却実施額の益金算入額の計算	18
	定期額基準額 $(4) \times \frac{1}{2}$	5		特別償却実施額の益金算入額 $((15) - (16) - (17))$ と (18)のうち少ない金額)	19
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		3年間均等益金算入額の計算 基準事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額 (基準事業年度終了の日における(24))	20
	累積限度基準額 (4) - (6)	7		3年間均等益金算入額 $((15) - (16) - (17))$ と $((20) \times \frac{36}{3})$ のうち少ない金額) - (19)	21
	積立限度額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		計 (16) + (17) + (19) + (21)	22
	積立限度超過額 (3) - (8)	9		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (9)	23
	累積限度超過基準額 (6) - (4)	10		期末福島再開投資等準備金の金額 (15) - (22) + (23)	24
超過額の計算	期首福島再開投資等準備金の金額 (15)	11		貸借対照表に計上されている福島再開投資等準備金	25
	当期のその他の場合による益金算入額の合計額 (16)	12		差引 (25) - (24)	26
	差引福島再開投資等準備金の金額 (11) - (12)	13		当期貸借対照表の取崩不足額 (22) - ((3) - ((25) - 前期の(25)))	27
	当期累積限度超過額 (10)と(13)のうち少ない金額)	14		当期に生じた差額の合計額 (9) + (27)	28
				前期以前分 前期末における差額 (前期の(26))	29